

川西市地域ケア会議 運営マニュアル

令和6年4月

目次

第 1 章	地域ケア会議の概要	
1	地域ケア会議の定義	1
2	地域ケア会議の目的	1
3	地域ケア会議の機能	2
第 2 章	川西市における地域ケア会議の構造と構築段階	
1	川西市における地域ケア会議の構造	5
2	川西市における地域ケア会議の構築段階	6
第 3 章	地域ケア個別会議	
1	地域ケア個別会議とは	8
2	開催頻度	8
3	会議の参加者	8
4	会議の流れ	8
5	会議の記録様式	8
6	会議開催後の報告	9
第 4 章	川西市自立支援型地域ケア会議	
1	自立支援型地域ケア会議とは	10
2	対象ケース	10
3	会議の出席者と役割	11
4	会議開催日時	13
5	会議開催までの流れ	13
6	会議当日の流れ	14
7	自立支援型地域ケア会議使用様式	14
8	会議開催後の流れ	15
第 5 章	川西市地域ケア推進会議	
1	地域ケア推進会議とは	16
2	第 1 層協議体と地域ケア推進会議の一体的実施について	16
3	地域ケア会議と生活支援体制整備事業の体系図	17
第 6 章	川西市地域ケア会議資料様式集・参考資料	18
1	地域ケア個別会議 様式	
2	自立支援型地域ケア会議 様式	

第 1 章 地域ケア会議の概要

1 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、介護保険法第 115 条の 48 で定義されており、地域包括支援センターまたは市町村が設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことです。

介護保険法第 115 条の 48

市町村は第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認められるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

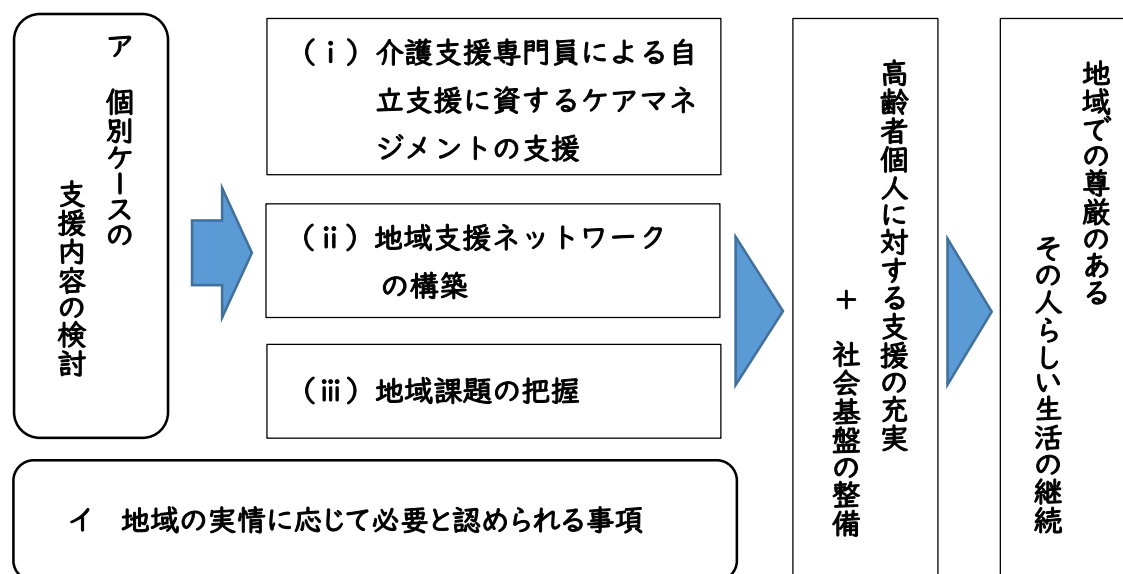
2 地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討

- （i）地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- （ii）高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- （iii）個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 等

イ その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

「地域ケア会議」の目的



出典：「地域ケア会議運営マニュアル」P21～22
(平成 25 年 3 月長寿社会開発センター発行)

3 地域ケア会議の機能

地域ケア会議は主に5つの機能を有します。個別ケースの支援内容の検討を通じて、主に、1. 個別課題解決機能、2. 地域包括支援ネットワーク構築機能、3. 地域課題発見機能が発揮されます。

また、地域の実情に応じて必要と認められるものとして、4. 地域づくり・資源開発機能や5. 政策形成機能が発揮されると考えられます。これらの機能は相互に関係しあい、循環しています。

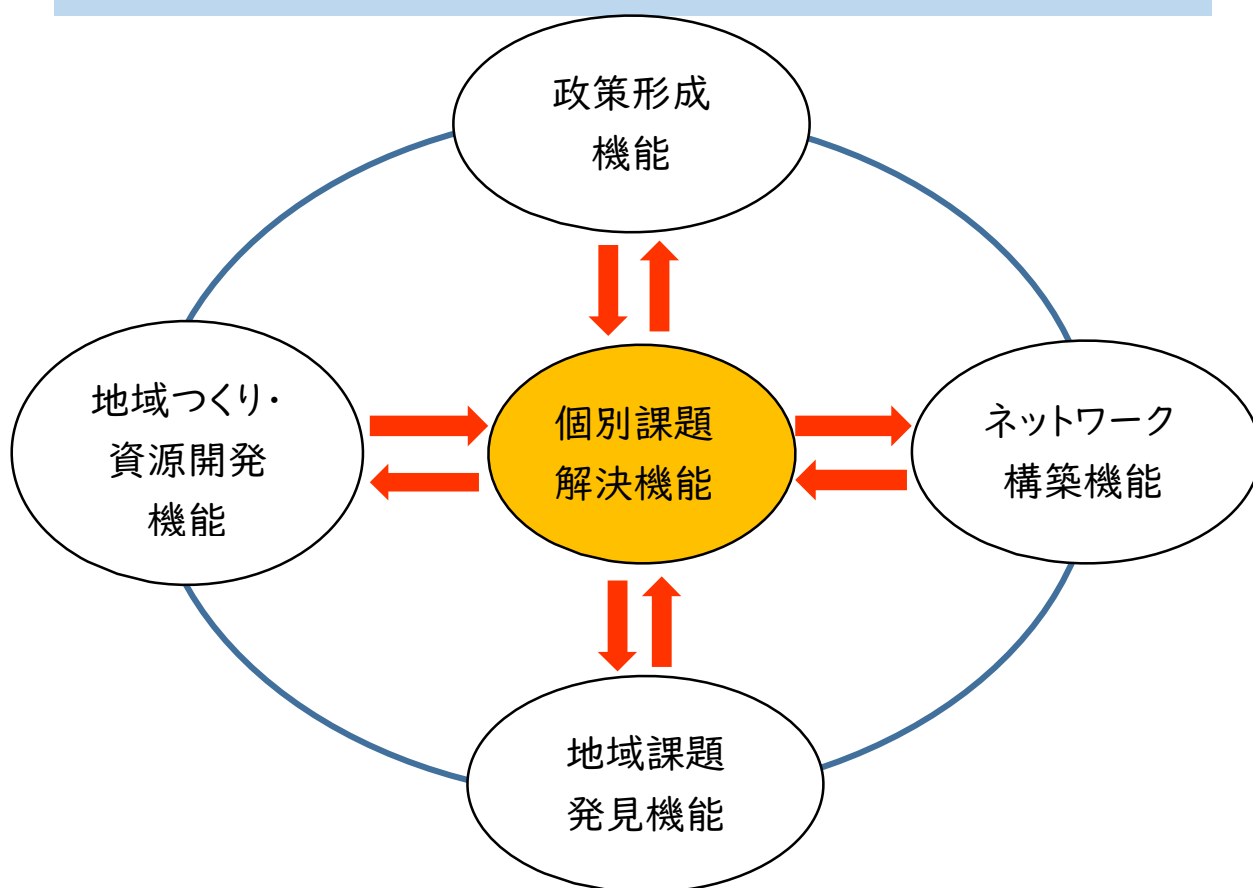
各機能の有機的な相互関連（相互補完）を実現できるよう、市町村の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせることが、市町村には求められます。

【地域ケア会議 5つの機能】

1. 個別課題解決機能	①個別ケースについて、多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことにより住民の課題解決を支援する機能
	②プロセスを通して、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力向上を図ることで、被保険者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高める機能
2. 地域包括支援ネットワーク構築機能	地域の関係機関等の相互の連携を高める機能

3. 地域課題発見機能	個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備群を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能
4. 地域づくり・資源開発および連携機能	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発していく機能
5. 政策形成機能	①狭義：市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能 ②広義：都道府県や国への政策の提言までを含む機能

地域ケア会議の 5 つの機能



出典：「地域ケア会議運営マニュアル」P23-26
(平成 25 年 3 月長寿社会開発センター発行)

複数の機能を1つの地域ケア会議で果たすことは出来ないため、それぞれのレベルの地域ケア会議を必要に応じて開催し、そして、それぞれの機能を果たすことによって、全ての地域ケア会議が連動して、地域包括ケアを推進していくように、地域ケア会議の全体像を描くことが不可欠になります(第2章)。

また、地域ケア会議だけで地域包括ケアが実現できるわけではないため、日頃から取り組んでいる多様な業務や会議等と連動させ、地域包括ケアの実現に向けた循環を創っていく必要があります。

第2章 川西市における地域ケア会議の構造と構築段階

Ⅰ 川西市における地域ケア会議の構造

川西市では、目的別に3つの地域ケア会議で構成されます。

(1) 地域ケア個別会議(第3章)

- ・ 介護支援専門員の支援困難事例等へのサポート
- ・ 在宅生活を支援する方法等についての検討
- ・ 地域の多様な人による支援が必要なケースについての検討
- ・ 川西市認知症みまもり登録に伴う、地域での見守り体制についての検討
- ・ 支援拒否者への対応方法についての検討

(2) 自立支援型地域ケア会議(第4章)

- ・ 「自立支援・介護予防の観点を踏まえた」地域ケア個別会議として実施します。
- ・ 医師・歯科医師・薬剤師・リハビリ専門職・保健師・看護師・管理栄養士等の多職種の助言を得ながら、要支援者等の生活行為の課題を解決することで自立を促し、QOL(生活の質)を向上させることを目的とします。
- ・ 訪問介護における生活援助中心型サービスのケアプランについて、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの是正を促します。

※訪問回数が多いこと自体を問題視するのではなく、利用者が望む生活の維持やQOL向上に向けた訪問サービスの意義を十分に理解し、多職種の視点からよりよい支援の在り方を検討します。

(3) 地域ケア推進会議(第5章)

- ・ 社会基盤の整備によって地域課題を解決することを目的に実施します。
- ・ 地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健・医療・福祉等の関係者が連携し、個別ケースの検討により把握された地域課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行うことを目的とします。

2 川西市における地域ケア会議の構築段階

川西市では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向け、地域包括支援センターと役割分担を行い、地域ケア会議の普及・定着に取り組めます。

第1段階 個別レベルの地域ケア会議

- ・個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援の方針を決定する。
- ・個別事例の解決を蓄積する。

⇒ 地域ケア個別会議（各地域包括支援センター主催）

自立支援型地域ケア会議（中央地域包括支援センター主催）

第2段階 日常生活圏域レベルの地域ケア会議

- ・ **第1段階** で出された個別課題で、日常生活圏域毎の地域に共通する課題（日常生活圏域レベルの地域課題）の把握および対応を検討する。

⇒ 地域包括支援センター実務担当者会議での地域ケア会議（中央地域包括支援センター主催）

第3段階 市町村レベルの地域ケア会議

- ・ **第2段階** で検討された課題で、日常生活圏域内では解決できない市全域に共通する課題（＝市における地域課題）の把握および対応を検討する。

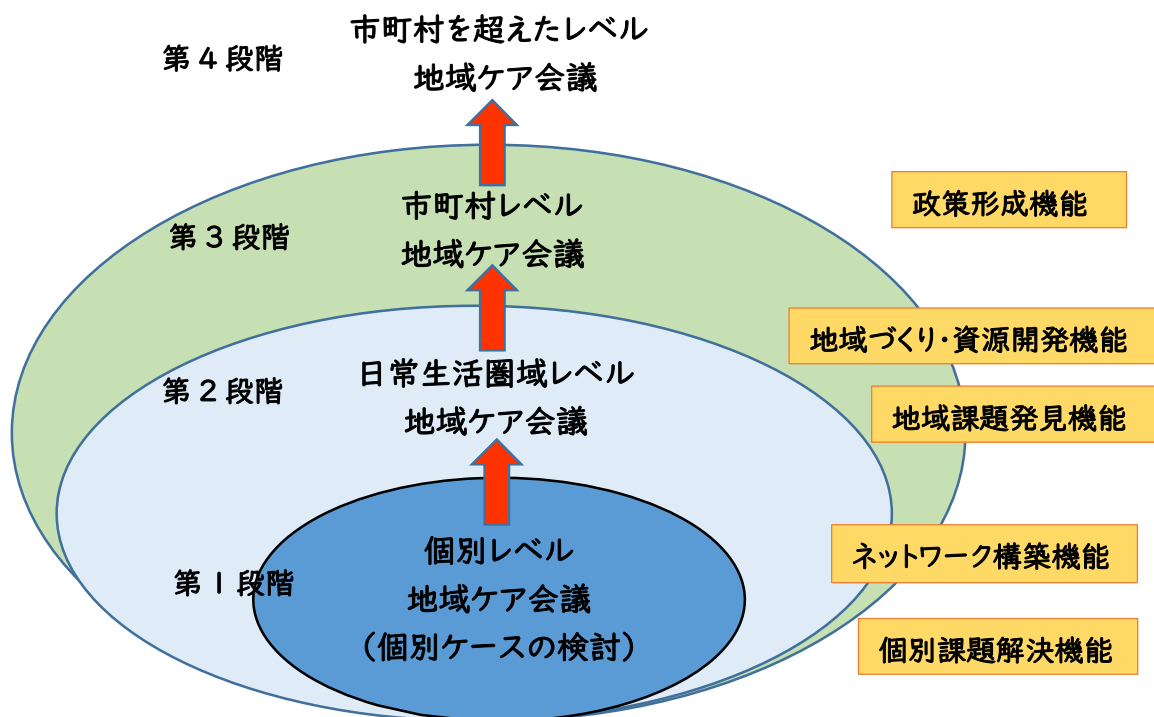
⇒ 川西市介護保険運営協議会生活支援体制整備部会（第1層協議体兼地域ケア推進会議）（介護保険課主催）

第4段階 市町村を超えたレベルの地域ケア会議

- ・把握されている地域課題が市町村を横断している場合には、同様の課題を有する近隣市町村と課題を理解し対応を検討する。

・市町村内での課題解決が困難な場合、県や国等に対する政策の提言に向けて検討する。

地域ケア会議の構築段階



出典:「地域ケア会議運営マニュアル」P36
(平成 25 年 3 月 長寿社会開発センター発行)

第3章 地域ケア個別会議

1 地域ケア個別会議とは

地域ケア個別会議は、各地域における個別の支援困難ケースや川西市認知症みまもり登録に伴う地域での見守り体制の検討等を目的に、各地域包括支援センターが主催し、それぞれの担当地域において開催します。

また、個別ケースの検討を通じて、地域の支援体制づくり、地域課題の把握、介護支援専門員の課題解決力の向上を図ります。

2 開催頻度

各地域包括支援センターにおいて、必要時に開催します。

3 会議の参加者

ケースごとに参加者の選定を行います。

(例) 本人、家族、親族、地域住民(近隣住民、民生委員、地区福祉委員、キャラバンメイト等)、担当介護支援専門員、介護保険サービス提供者、主治医、警察、行政職員等

4 会議の流れ

- (1) 会議開催のあいさつ
- (2) 参加者自己紹介
- (3) 会議目的の確認
- (4) 会議全体の流れの説明
- (5) 個人情報保護の確認
- (6) 個別ケースの概要説明及び情報共有
- (7) 課題の明確化
- (8) 目標の決定(長期・短期)
- (9) 今後の対応・支援方法及び役割の明確化
- (10) モニタリング方法の検討
- (11) 決定事項の確認
- (12) 会議の終了

5 会議の記録様式

(1) 会議の記録様式

【必須】

- ・ 個-様式1:地域ケア個別会議の記録(報告書)
- ・ 個-様式2:川西市地域ケア個別会議に係る個人情報に関する誓約書

【適宜】

- ・ 個-様式 3:地域ケア個別会議次第
- ・ 個-様式 4:地域ケア会議・ケース検討会 アセスメントシート
- ・ 個-様式 5:支援計画票

6 会議開催後の報告（第6章参照）

【月間報告】

- ・ 個-様式 1:地域ケア個別会議の記録(報告書)
- ・ 月間活動報告書(裏面)「活動実績」

【年間報告】

- ・ 年度末事業報告様式「地域ケア会議 地域課題集約表」

第4章 川西市自立支援型地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築に向け、個別ケースを通じて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員及びサービス提供事業所と専門多職種が協働のうえ、個別ケースの自立支援を重視した介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン等の作成及び参加者の専門的能力の向上、地域の社会資源の把握・開発及び政策形成につなげるため自立支援型地域ケア会議を開催します。

1 自立支援型地域ケア会議とは

川西市に暮らす高齢者ひとりひとりについて、高齢者本人の有する能力の維持及び向上を重視し、自立した生活が継続できるような支援に向けた検討を図るとともに、サービスに係る支援者の実践上の課題解決力の向上を高め、個別事例を通し地域課題を把握することを目的とします。

利用者の自立支援に向け、必要なサービスを必要な分だけ提供していくために、次に掲げる4つの機会となることを目指します。

- (1) 会議を通して、担当介護支援専門員が支援のあり方について気づく機会
- (2) 介護と医療・リハビリ・行政・地域等が定期的に情報交換を行うことによる、人材の連携の強化の機会
- (3) 専門多職種による協働のもと支援担当者のサポート、後方支援として利用者の思いやニーズを踏まえ、QOLが高い状態とはどのような状態を指すのか、どうすればそこに近づけるのか（本人や家族の工夫や各種資源の活用）について、各専門職からの助言や提案が受けられる機会
- (4) 市や地域包括支援センターとして、個々の事例から地域の課題を把握し、川西市に不足している資源やサービスは何かを把握する機会

そして、それぞれの機会の効果をもとにして下記の項目を実施することで、地域包括ケアの構築につなげていきます。

- (1) 介護支援専門員の高齢者の自立に向けたケアマネジメント能力の向上
- (2) サービス提供事業者の自立支援に向けたサービス提供力の向上
- (3) 把握した課題等の解決に向けた事業展開・施策形成
- (4) 平時における介護と医療・リハビリ・行政・地域の関係強化

2 対象ケース

- (1) 事業対象者・要支援者・軽度要介護者（要介護1）等で下記のケースに当てはまるもの
 - ① 介護給付・介護予防給付または総合事業を利用しているケース

- ② 担当介護支援専門員または地域包括支援センターが特に多職種による検討を必要とするケース
- ③ フレイル改善短期集中プログラム対象者のうち、途中終了、または、介護保険サービスに移行したケース。

- (2) 訪問介護における生活援助中心型サービスについて、利用者の自立支援・重度化防止や社会資源の有効活用等の観点から、国の定める回数を超えるケアプランとなっているケース

【厚生労働大臣が定める回数(1月あたり)】

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

(平成 30 年 5 月 2 日厚生労働省告示第 218 号)

3 会議の出席者と役割

※様式については第 6 章を参照

出席者		具体的な役割
事務局	中央地域包括支援センター	会場確保、資料送付等の事務局機能
司会者	委託地域包括支援センター (主担当)の主任介護支援専門員 (以下、「司会者担当の包括」とする)	- 会議の進行役かつ議論のまとめ役 - 地域の介護支援専門員を支援する役割(包括的・継続的ケアマネジメント支援)を担い、実践力を高められるよう提案し、会議後の事例提供者をフォローする - 事例提供者と共に事前資料の準備 - 会議開催後、事例提供者と共に【自-様式5】の作成 - 会議開催 3 か月後、事例提供者にモニタリングを実施(フレイル改善短期集中プログラムのケースは除く)
書記	委託地域包括支援センター (副担当)の主任介護支援専門員 (以下、「書記担当の包括」とする)	- 会議時、会議内容の板書 - 会議開催後、【自-様式5】の作成

事例検討者	医師	・ 病状や障害を把握した上での、医学的な観点から事例の予後予測及び対象者の動作や活動についての助言
事例検討者	歯科医師	・ 歯科疾患、口腔機能、口腔衛生の観点からの助言及び事例の予後予測
	薬剤師	・ 事例に処方されている薬に関する情報提供（重複投薬・副作用等）及び服薬管理の観点からの助言
	理学療法士	・ 主に基本動作能力（立ち上がり、立位保持、歩行等）の回復・改善や維持、悪化の防止の観点からの助言
	作業療法士	・ 主に応用的動作能力（食事、排泄等）、社会的適応能力（地域活動への参加・就労等）の心身両面の回復・維持・悪化の防止の観点から生活行為向上のための助言
	看護師・保健師	・ 医学的知識をもった上で全身状態を把握し、心身面のみならず生活の側面にも配慮し、状態の維持、改善に向け具体的な取り組みについて提案、助言
	管理栄養士	・ 日常生活を営む上で不可欠な食事について、栄養摂取や食事環境といった観点からの助言
事例提供者	介護支援専門員	・ 司会者担当の包括と共に事前資料の準備 ・ 会議開催後、司会者担当の包括と共に【自-様式5】、【自-様式5フ】の作成 ・ 会議開催3か月後、司会者担当の包括と振り返りを行い、【自-様式6】を作成（フレイル改善短期集中プログラムのケースは不要）

【自立支援型地域ケア会議におけるアドバイス時の留意点】

- ① 課題の明確化（検討テーマまたは困りごと）
- ② 長期・短期目標の確認

- ③ 目標を達成するための支援の優先順位
- ④ 支援や対応（支援者や対応者）の確認
- ⑤ モニタリング方法の決定

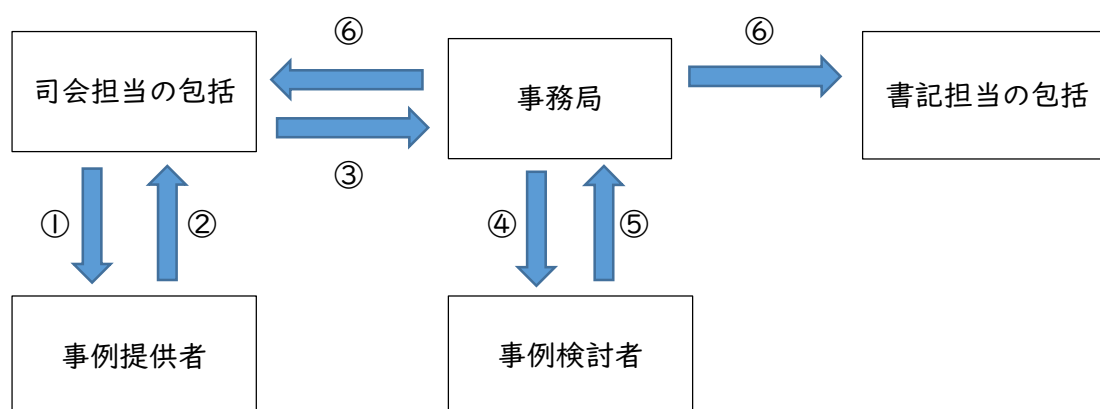
4 会議開催日時

毎月第2水曜日 13:30～15:30

5 会議開催までの流れ

※様式については第6章を参照

①	会議開催決定後	司会者担当の包括は事例提供者へ対象者の選定と【ケース資料】の提出を依頼
②		司会者担当の包括は事例提供者から【ケース資料】の受け取り後、内容の確認・個人情報のマーキングを実施
③	会議開催3週間前	司会者担当の包括から事務局へ【ケース資料】を提出
④	会議開催2週間前	事務局から事例検討者へ【ケース資料】を送付
⑤	会議開催前週の金曜日まで	事例検討者から事務局へ【自-様式4】を提出
⑥	会議当日まで	事務局から司会者担当の包括・書記担当の包括へ【自-様式4】を送付



6 会議当日の流れ

時間		項目	内容	配分	合計
	13:30	オリエンテーション	司会・提供者・検討者の紹介	5	5
1 例 目	13:35	事例紹介	提供者から事例概要説明	5	35
	13:40	検討	検討者からの助言・意見交換	20	
	14:00	まとめ(司会)	課題・目標の整理	5	
	14:05	提供者コメント	提供者からの気づき・感想等	5	
	14:10	休憩		5	5
	14:15	オリエンテーション	司会・提供者・検討者の紹介	5	5
2 例 目	14:20	事例紹介	提供者から事例概要説明	5	35
	14:25	検討	検討者から乃助言・意見交換	20	
	14:45	まとめ(司会)	課題・目標の整理	5	
	14:50	提供者コメント	提供者からの気づき・感想等	5	
	14:55	休憩		5	5
	15:00	オリエンテーション	事例提供者の紹介	1	1
フ レ イ ル	15:01	事例紹介	提供者から事例概要説明	5	25
	15:06	検討	検討者からの助言・意見交換	15	
	15:21	まとめ(事例提供者)	目標・支援内容の確認	5	
	15:26	次回開催オリエンテーション		4	
	15:30	終了			

7 自立支援型地域ケア会議使用様式(第6章参照)

(1) ケース資料

〈作成が必要な様式(指定の様式)〉

- ・ 自-様式 1:事例提供者への事前聞き取りシート
- ・ 自-様式 2:興味・関心チェックシート(※可能な限り利用者本人に実施してもらう)
- ・ 自-様式 3:事例提供者用 自己点検シート

※フレイル改善短期集中プログラムケースに関しては作成不要

〈既存の様式(任意の様式)〉

- ・ 利用者基本情報 (利用者基本情報、その他)
- ・ アセスメント情報 (アセスメントシート等)
- ・ ケアプラン (居宅サービス計画書(第1表、第2表、第3表)または介護予防サービス・支援計画表、週間サービス計画表)
- ・ 個別サービス計画など (各事業所の個別サービス計画等)
- ・ その他 (お薬手帳のコピー、サービス担当者会議の要点等)

(2) 検討者用様式

- ・ 自-様式 4:事例検討者用 助言シート

(3) 会議後の記録様式

- ・ 自-様式 5:川西市自立支援型地域ケア会議 実施記録
- ・ 自-様式 5 フ:川西市自立支援型地域ケア会議 実施記録(フレイル用)
- ・ 自-様式 6:川西市自立支援型地域ケア会議 モニタリングシート

8 会議開催後の流れ

(1) 自立支援型地域ケア会議後の振り返りについて

- ・ 会議開催後、事例提供者は司会者担当の包括と会議の振り返りを行い、課題・目標、今後の方針等について整理

(2) 自立支援型地域ケア会議後のモニタリングについて

- ・ 会議にて利用者の支援方法について検討された後、担当介護支援専門員として利用者に対してどのようにに関わり、その後、利用者がどのように過ごしているかを、会議開催3か月後を目途に司会者担当の包括が、事例提供者へ確認を行う

【スケジュール】

会議開催後	司会者担当の包括は、事例提供者と共に【自-様式5】を作成
翌月の会議開催の前週 金曜日まで	司会者担当の包括から事務局と事例提供者へ【自-様式5】を提出
翌月会議開催時	事務局から事例検討者と書記担当の包括へ【自-様式5】を配布
会議開催 3 か月後	事例提供者はモニタリングを実施し、司会者担当の包括とともに振り返りを行い【自-様式 6】を作成
4 か月後の会議開催の 前週の金曜日まで	司会者担当の包括から事務局へ【自-様式 6】を提出
4 か月後の会議開催時	事務局から事例検討者へ【自-様式 6】の配布

第5章 川西市地域ケア推進会議

1 地域ケア推進会議とは

地域ケア推進会議とは、地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行うことを目的とします。

2 第1層協議体(※)と地域ケア推進会議の一体的実施について

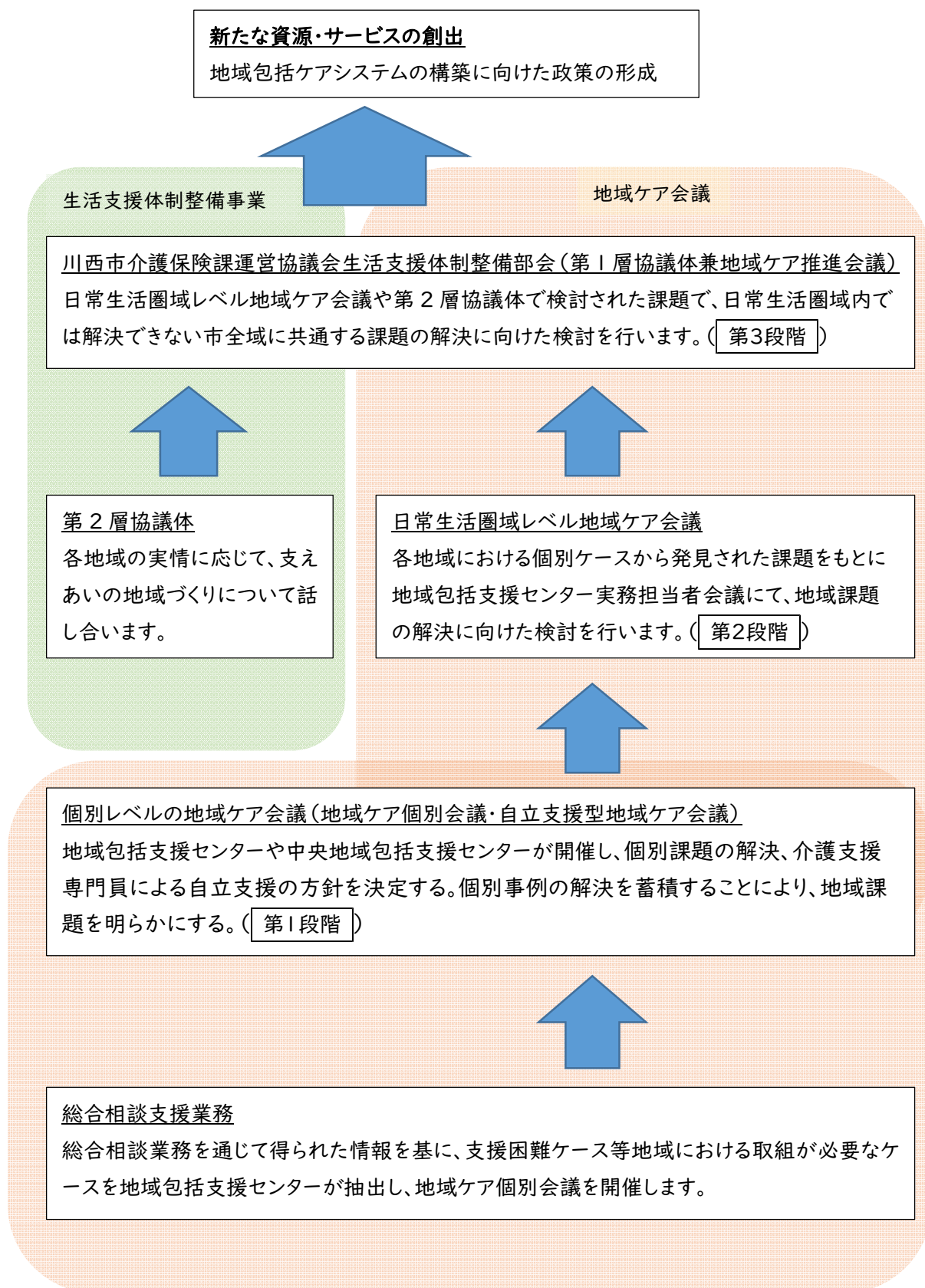
第1層協議体での意見と第2段階(日常生活圏域レベルでの地域ケア会議にあたる地域包括支援センター実務担当者会議)で抽出された地域課題は共通する課題も多く、それぞれの会議は、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるようにすることを目的とした協議を行っている点も共通しています。

そのため、地域包括ケアシステムを構築する上で重要な団体等の関係者で構成する川西市介護保険課運営協議会生活支援体制整備部会を、第1層協議体及び地域ケア推進会議に位置付け、一体的に取り組み、協議できる場としています。

※協議体について

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として協議体を第1層と第2層に分けて設置しています。第1層協議体は市全域で1か所設置し、市全域に関係する政策的なことを話し合う場としています。第2層協議体はおおむね小学校区ごとに14か所設置し、地域の実情に応じて、支えあいの地域づくりについて話し合いを行う場としています。

3 地域ケア会議と生活支援体制整備事業の体系図



第6章 川西市地域ケア会議資料様式集

川西市地域ケア会議において使用する様式の一覧は以下の通りです。

Ⅰ 地域ケア個別会議 様式(再掲)

(1) 会議の記録様式

【必須】

- ・ 個-様式 1:地域ケア個別会議の記録(報告書)
- ・ 個-様式 2:川西市地域ケア個別会議に係る個人情報に関する誓約書

【適宜】

- ・ 個-様式 3:地域ケア個別会議次第
- ・ 個-様式 4:地域ケア会議・ケース検討会 アセスメントシート
- ・ 個-様式 5:支援計画票

(2) 会議開催後の報告

【月間報告】

- ・ 個-様式 1:地域ケア個別会議の記録(報告書)
- ・ 月間活動報告書(裏面)「活動実績」

【年間報告】

- ・ 年度末事業報告様式「地域ケア会議 地域課題集約表」